

## 錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成26年 3月20日(木) 午後2時00分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

### ○ 議事日程

#### 1、開 会

#### 2、農業委員憲章朗読

#### 3、会長あいさつ

#### 4、議 事

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 会務報告

##### 第3 附議事項

議案第49号 農地転用事業計画変更申請について

議案第50号 農地法第5条許可申請について

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

**議 長** 只今より平成25年度第12回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。  
本日の総会は、全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に 8番 鍋委員 と 9番 樋渡委員 を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

**議 長** 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委 員 (委員からの発言なし)

**議 長** ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。  
それでは附議事項に入ります。  
「議案第49号 農地転用事業計画変更申請について」 を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは 「議案第49号 農地転用事業計画変更申請について」 説明いたします。  
この案件につきましては、当時 K 県在住の Y・T さんから、住宅建設計画に基づく農地法第5条による転用許可申請があり、平成17年10月26日付で許可したものに係る変更申請です。  
当初の計画では、Y さんの奥さんが、錦江町の出身で、本町に移住する計画だったようですが、仕事の都合で移住の計画を断念せざるを得なくなり、今回、K 自治会在住の S・T さん夫妻へ住宅建設用地として、譲渡しようとするものであります。

議案第50号の農地法第5条許可申請とも関連するわけですが、事業計画変更しようとする土地は、  
・馬場字山之口出口1568番8、地目は登記簿、現況ともに田、地籍は307㎡、  
次が、馬場字山之口出口1568番1、地目は登記簿、現況ともに田、地籍は137㎡  
で、2筆の合計は、444㎡となっています。  
1568番8が住宅建設用地で、1568番1は住宅への進入路となるところで、現在は更地になっています。  
この件に関する担当調査員は、10番の平原委員です。  
以上です。

**議 長** ただ今、事務局から説明がありましたが、10番の平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番  
平原委員 はい、報告いたします。  
17日の午後から、会長、私、事務局と調査に行ってきました。  
今説明があったとおりでございますが、場所は、山之口の南日本新聞販売所の上です。  
分譲地みたいになっておりまして、他の敷地は全部、住宅が建っておりまして、ここだけ残っている場所です。  
周りは全部住宅ですので、何ら問題はないと思われまして。 以上です。

**議 長** ありがとうございます。  
ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、議案第49号について、質問、異議等はございませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

**議 長** 異議なしと認めます。  
「議案第49号 農地転用事業計画変更申請について」 を採決します。  
お諮りします。 議案第49号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第49号 農地転用事業計画変更申請について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、「議案第50号 農地法第5条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第50号 農地法第5条許可申請について」説明します。受付番号9号になりますが、この件につきましては、議案第49号との関連で、先ほども説明申し上げましたとおり住宅用地及び住宅地への進入路用地として、転用しようとするものであります。申請人は、譲渡人の Y・T さん、現在は、T 在住の方と 譲り受け人の S・T さん、A さんご夫妻、K 自治会在住の方と連名となっています。担当調査委員は、10番の平原委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、10番の平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番平原委員 今、局長の方からも説明がありましたが、先ほど説明した通りでございますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、議案第50号について、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第50号 農地法第5条許可申請について」を採決します。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第50号 農地法第5条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

**ここで、〇〇番 K 委員の退室を求めます。( K 委員=退室)**

議長 次に「議案第51号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第51号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」説明いたします。資料は、11ページになります。

受付番号14号の譲渡人は N・Y さん、S 自治会の方です。申請地は、神川字金吹谷岡6413番2、地目は台帳現況ともに畑、地積は 7,768㎡。次が、神川字金吹谷岡6413番5、地目は台帳現況ともに畑、地積は 4,120㎡で、2筆の合計は11,888㎡になります。譲受人の K・T さんは、S 自治会の方です。K さんの経営状況は、世帯員2、労働力2で、自作地が21,966㎡、小作地が6,359㎡で、加工大根、葉たばこを主体にした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクターが3台、軽トラック、2トントラックがそれぞれ2台と管理機、タイヤショベルがそれぞれ1台となっています。担当調査委員は、13番の鮫島委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、13番の鮫島委員、調査報告をお願いいたします。

13番  
鮫島委員 はい、報告をいたします。  
この件は、先月の総会であっせんにつながってきたものでございます。  
譲渡人の N・Y さんの奥さんと譲受人の K・T さんは、兄弟でございます。  
K さんは、皆さんもご承知のとおり、委員の K さんでございます。  
ただ今、事務局の方からも説明がございましたとおり、K さんは、自治会内において、たばこ、大根等を手広く経営されている方でございます。  
認定農家でもあり、既に後継者もおられます。農業に対する意欲や能力も十分備えており、要件のすべてを満たしているものと思います。  
価格の方はですね、上の段の7, 768㎡の方が 〇〇円で、下の方が一部山もついてあるということで、〇〇円ということです。反のですね。  
審議の方をよろしく願いいたします。 以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、担当調査委員から調査報告がありました。議案第51号について、質問、異議等はございませんか。

13番  
鮫島委員 ここは、南部開発地です。

議長 ありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。  
「議案第51号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。  
お諮りします。議案第51号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第51号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

**ここで、〇〇番 K 委員の入室を許します。 ( K 委員=入室)**

次に「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、22筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を3回に分けて行い、その都度、議決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号342号から352号までについてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号342号から352号までについて説明いたします。  
資料は、13ページからになります。

事務局 | まず、受付番号342号の貸し人は、 C・K さん、H 自治会の方です。  
申請地は、  
田代川原字高塚大迫2570番、現況地目は畑、地積は、2, 581㎡です。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成29年12月14日まで、小作料は 10  
| アール当たり5千円となっています。  
借り人は、 N さん、M 町に拠点を置く事業体です。経営状況は、構成員8、雇用  
| が24人で、年間6, 336日、自作地51, 384㎡、小作地63, 414㎡で、肉用  
| 牛、大豆、にんにく、野菜を主体にした経営をされています。  
| 農業機械の所有状況は、トラクターが3台、コンバインが2台、耕うん機が4台、草払  
| い機が10台となっています。

事務局 | 次の受付番号343号の貸し人は、 S・N さん、H 自治会の方です。  
申請地は、  
田代麓字坂元2943番、現況地目は田、地積は、1, 956㎡です。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成31年12月14日まで、小作料は 10  
| アール当たり 5千円となっています。  
借り人は、受付番号342号と同じ、 N さんで、経営状況等については先ほど説明  
| したとおりであります。  
| 続けて説明しましたが、受付番号342号と343号の担当調査員は、1番の近川委員  
| です。

次の受付番号344号から348号の貸し人は、 M・K さん、 N に入所されて  
| いる方です。  
申請地は、  
344号が、田代麓字出口2903番、現況地目は田、地積は、1, 947㎡  
345号が、田代麓字坂元2946番、現況地目は田、地積は、1, 004㎡  
346号が、田代麓字坂元2945番1、現況地目は田、地積は、504㎡  
347号が、田代麓字坂元2945番2、現況地目は田、地積は、312㎡  
348号が、田代麓字坂元2945番3、現況地目は田、地積は、300㎡ で  
5筆の合計は、4, 067㎡となります。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成36年12月14日まで、小作料は 10  
| アール当たり 5千円となっています。  
借り人は、 Y・H さん、 Y 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者  
| 2、自作地5, 169㎡、小作地53, 055㎡で、生産牛、飼料作、水稻を主体にした  
| 経営をされています。  
| 農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、ミニ  
| ロールベアラがそれぞれ1台とトラックが2台となっています。  
| 担当調査員は、9番の樋渡委員です。

事務局 | 次の受付番号349号の貸し人は、 T・S さん、 K 自治会の方です。  
申請地は、  
馬場字天松院ノ下1941番1、現況地目は田、地積は、2, 909㎡です。  
貸付期間は、平成26年3月20日から平成30年12月14日まで、小作料は、米  
| (粳) 15俵となっています。  
借り人は、H・H さん、山之口自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、  
| 自作地2, 930㎡で、水稻を主体にした経営をされています。  
| 農業従事日数は、250日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックがそれぞ  
| れ1台と管理機が2台となっています。  
| 担当調査員は、10番の平原委員です。

事務局 | 次の受付番号350号と351号の貸し人は、A・Tさん、A自治会の方です。申請地は、350号が、神川字柵尾7584番1、現況地目は畑、地積は、5,752㎡、351号が、神川字柵尾7592番2、現況地目は畑、地積は、2,708㎡で2筆の合計は、8,460㎡となります。貸付期間は、平成26年3月21日から平成36年12月14日まで、小作料は10アール当たり5千円となっています。借り人は、I・Kさん、K自治会の方です。経営状況は、世帯員1、従事者1、小作地7,108㎡で、生産牛を主体にした経営をされています。農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、軽トラックが1台となっています。

事務局 | 次の受付番号352号の貸し人は、A・Sさん、Sに入所されている方です。申請地は、神川字柵尾(クヌギノオ)7594番1、現況地目は畑、地積は、3,430㎡です。貸付期間は、平成26年3月21日から平成36年12月14日まで、小作料は10アール当たり5千円となっています。借り人は、受付番号350号、351号と同じ、I・Kさんで、経営状況等については先ほど説明したとおりであります。続けて説明しましたが、受付番号350号から352号の担当調査員は、11番の宿利原委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受付番号342号と343号についてを、1番近川委員、お願いいたします。

1番  
近川委員 | はい。受付番号342号と343号の借り人は、Nさんですので、一緒に説明いたします。ここは、生産法人で、全ての要件は満たしている訳ですが、肉用牛から大豆、ニンニクと幅広く経営をされている法人でございまして、農地などはいつもきれいに管理されているようでございます。機械等も十分整っているようで、意欲、能力も十分でございますし、全ての要件を満たしておりますので、何ら問題はないかと思っております。終わります。

議長 | ありがとうございます。次の受付番号344号から348号についてを、9番樋渡委員、お願いいたします。

9番  
樋渡委員 | 報告いたします。M・Kさんの希望でですね、Y・Hさんに土地を貸したいということで、Yさんのところをお願いに行ったら、Y・Hさんの方も快く引き受けてもらえました。それとY・Hさんは、認定農家でもあり、農機具等も全部揃っております。土地の管理もちゃんとやっておられますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。次の受付番号349号についてを、10番平原委員、お願いいたします。

10番  
平原委員 | 受付番号349号のT・SさんとH・Hさんは、義理の親子でありまして、今までは他の人が作ってたんですが、合意解約されて今度からHさんが作るということになりました。Hさんは、一昨年まで勤めていた会社を退職され、今は、農業一本で頑張っておられる方で、水稻、バレイショ、スナップエンドウなどを作っておられ、畦払いもきれいにされています。何ら問題はないかと思われま。

議長 | ありがとうございます。次の、受付番号350号から352号につきましては、11番の宿利原が報告いたします。

11番 宿利原委員 | この I・K さんは、I・K さんの娘さんで、新規就農となっておって、人・農地プランの経営体名簿にも入っております。  
農機具等の利用状況は、親の K さんが所有しているものを一緒に使っていくということでありまして。  
まだ独身であります、今、牛を10頭ほど飼っているということで、これから30頭位まで増やすということでありまして。  
何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 | ただ今、受付番号342号から352号について、それぞれの担当調査委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号342号から352号についてを採決します。  
お諮りします。議案第52号のうち、受付番号342号から352号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号342号から352号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 次に「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号353号から359号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号353号から359号について、説明いたします。

事務局 | まず、受付番号353号の貸し人は、K・T さん、H 自治会の方です。  
申請地は、  
田代川原字柴立ノ下253番、現況地目は田、地積は、2,700㎡です。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10アール当たり6千円となっております。  
借り人は、M さん、S 自治会に拠点を置く事業体です。経営状況は、構成員3、雇用が8人で年間1,700日、現在は耕作農地はないことになっておりますが、ヤミ小作で何がしかの面積は耕作されているようでありまして、主な作目は、インゲン、人参となっております。  
農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台と田植機が1台、チェンソーが7台、ビーパーが5台となっております。  
担当調査委員は、12番の貫見委員です。

事務局 | 次の、受付番号354号の貸し人は、I・N さん、K 市在住の方です。  
申請地は、  
神川字八久保935番、現況地目は畑、地積は、1,802㎡です。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成31年12月14日まで、小作料は1万円となっております。  
借り人は、N・Y さん、K 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者1、雇用が2人で100日、自作地が12,649㎡、小作地が5,682㎡で、ばれいしょ、茶、スナックを主体にした経営をされています。  
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機がそれぞれ1台と管理機が2台となっております。  
担当調査委員は、7番の牧原委員です。

- 事務局 | 次の、受付番号355号の貸し人は、H・Hさん、K市在住の方です。  
申請地は、  
城元字秋辻2850番、現況地目は畑、地積は、1,242㎡です。  
貸付期間は、平成26年3月20日から平成30年12月14日まで、小作料は1万円となっています。  
借り人は、K・Hさん、S自治会の方です。経営状況は、世帯員4、従事者3、自作地4,718㎡、小作地12,330㎡で、いんげんを主体にした経営をされています。  
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴がそれぞれ1台となっています。  
担当調査委員は、15番の落司委員です。
- 事務局 | 次の、受付番号356号と357号の貸し人は、I・Mさん、S自治会の方です。  
申請地は、  
356号が、神川字椎木6435番1、現況地目は畑、地積は、1,938㎡  
357号が、神川字毛戸口7251番4、現況地目は畑、地積は、3,234㎡で  
2筆の合計は、5,172㎡となります。  
貸付期間は、平成26年3月21日から平成31年12月14日まで、小作料は全部で2万8千円となっています。  
借り人は、N・Tさん、D自治会の方です。経営状況は、世帯員6、従事者5、雇用が1人で90日、自作地が17,548㎡で、野菜を主体にした経営をされています。  
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、軽トラックが2台の他、トラクター、管理機、動噴、マルチャー、ライムがそれぞれ1台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号358号貸し人は、D・Kさん、D自治会の方です。  
申請地は、  
城元字斜木4602番2、現況地目は畑、地積は、1,306㎡です。  
貸付期間は、平成26年3月21日から平成31年12月14日まで、小作料は2万円となっています。  
借り人は、D・Yさん、D自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者1、雇用が1人で250日、自作地が29,656㎡、小作地が34,674㎡で、甘しょを主体にした経営をされています。  
農業従事日数は290日、農業機械の所有状況は、トラクターが3台の他、ショベル、2トントラック、3トントラックがそれぞれ1台となっています。  
続けて説明いたしましたが、受付番号356号から358号までの担当調査員は、16番の畠中委員です。
- 事務局 | 次の、受付番号359号の貸し人は、K・Sさん、K自治会の方です。  
申請地は、  
神川字有村2532番2、現況地目は田、地積は、663㎡です。  
貸付期間は、平成26年3月21日から平成27年12月14日まで、小作料は米2俵となっています。  
借り人は、I・Sさん、K自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、自作地が6,032㎡、小作地が5,181㎡で、露地野菜、水稻を主体にした経営をされています。  
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、耕うん機、軽トラックがそれぞれ1台となっています。  
担当調査委員は、19番の徳永委員です。
- 事務局 | ただ今説明しました内の、受付番号354号から357号につきましては、すべて、耕作放棄地解消推進事業による利用権の設定であります。  
以上です。
- 議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。  
まず、受付番号353号についてを、12番貫見委員、お願いいたします。

12番  
貫見委員 はい。  
受付番号353号の借り人は、M さんでございます。  
これは、代表者が I・Y さんで、たけのこと野菜を作っておられます。  
以前は、ちょっと問題があったんですけども、今回のこの利用権設定を結ぶ土地は、すでに草払いもきれいにし、畝もたててあって、マルチも張ってありました。  
そういうことで、借り人としては問題はないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。  
次の受付番号354号についてを、7番牧原委員、お願いいたします。

7番  
牧原委員 はい。  
N・Y さんですが、前回、前々回と、基盤強化法の所有権移転で出てまいりましたけれども農業に対する意欲は、十分に持ってらっしゃいまして、一所懸命頑張っていっぱいいます。  
機械もさっき説明があったとおりに揃って、今は、ハウスでスナップ、田んぼでバレイショということで、一所懸命頑張っていっぱいいます。  
何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
次の受付番号355号についてを、15番落司委員、お願いいたします。

15番  
落司委員 この件は、先ほど局長から説明がありましたように耕作放棄地ということで、最初は親戚の人が作っていたわけですが、手が回らないということで、別の人に貸して、その人も作らないということになって、茅藪になっておまして、それを耕作放棄地解消事業で、整備して作るということでございます。  
本人は、まだ若いですがけれども、親と一緒にやって、機械も親と一緒に使っておりますので、何ら問題はないと思えます。

議 長 ありがとうございます。  
次の受付番号356号から358号についてを、16番畠中委員、お願いいたします。

16番  
畠中委員 受付番号356号、357号の N・T さんは、キャベツ、トレビスなどの野菜を作っています。畑も良く管理されて、何ら問題はないと思えます。

16番  
畠中委員 受付番号358号の D・Y さんは認定農業者でもあり、かんしょ、野菜等を作っています。継続でもあり、意欲と能力もあり、何ら問題はないと思えます。

議 長 ありがとうございます。  
次の受付番号359号についてを、19番徳永委員、お願いいたします。

19番  
徳永委員 はい。  
受付番号359号の土地は、今までは直接契約で作っておられたんですが、借り人の I さんの方から農業委員会を通じて借りたいというふうに話しがありまして、貸し主といろいろ交渉した結果、後の管理とか、何かあった時のことを考えて、農業委員会を通じてするということで、契約をし直したものです。  
I さんの方は、露地野菜を中心にいろいろと耕作されております。ご夫婦で、畑、田んぼは良く管理されておりますので、問題はないと思えます。  
よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、受付番号353号から359号について、それぞれの担当委員から調査報告がりましたが、質問、異議等はございませんか。

6番  
黒瀬委員 よろしいですか。  
受付番号356号、357号ですがけれども、最近の耕作放棄地調査でもちょっと荒れた土地というようなことで、自分できれいにするというようなことでございましたけれども、今回、こうして耕作放棄地解消事業によって N・T さんが借りるということでございます。  
そんな中で、少しでもこうして改善されることは、本当に望ましいことじゃないかと思っているところです。本当に有り難いことです。 以上です。

議 長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号353号から359号についてを採決します。  
お諮りします。議案第52号のうち、受付番号353号から359号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号353号から359号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 Y 委員の退室を求めます。( Y 委員=退室)

次に「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号360号から363号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号360号から363号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号360号から362号の貸し人は、I・Y さん、Y 自治会の方です。

申請地は、  
360号が、田代麓字桂廻2804番、現況地目は畑、地積は、1,768㎡  
361号が、田代麓字桂廻2807番、現況地目は畑、地積は、317㎡  
362号が、田代麓字桂廻2805番、現況地目は畑、地積は、76㎡で、  
3筆の合計は、2,161㎡となります。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、10  
アール当たり 5千円となっています。

借り人は、Y・Y さん、Y 自治会の方です。経営状況は、世帯員4、従事者4、自作地が28,131㎡、小作地が39,802㎡で、甘しょを主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクターが4台、軽トラが3台の他、2tダンプ、甘藷ポテカルゴ、ツル払い機がそれぞれ1台となっています。

事務局 次の、受付番号363号貸し人は、Y・E さん、K 市在住の方です。

申請地は、  
田代麓桂廻2788番、現況地目は畑、地積は、317㎡です。  
貸付期間は、平成26年4月1日から平成30年12月14日まで、小作料は 10  
アール当たり 5千円となっています。  
借り人は、受付番号360号から362号と同じ、Y・Y さんで、経営状況等については先ほど説明したとおりであります。  
続けて説明しましたが、受付番号360号から363号の担当調査員は、2番の鈴委員  
です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。  
まず、受付番号360号から363号についてを、2番鈴委員、お願いいたします。

2番  
鈴委員 はい。  
この案件は、Y さんがこの周辺の農地を耕作放棄地解消事業で解消して借りているということで、ついだから借りようというようなことをございます。  
Y さんは、皆さんも良くご存知の方で、何ら問題はございません。  
ただ、管理状況等については、樋渡委員の方で補足説明していただければ、大変ありがたいです。終わります。

- 議 長** | 樋渡委員、説明をお願いいたします。
- 9番  
樋渡委員 | 今、鈴委員からもありましたとおり、Y さんは、私の担当地域で何町歩も耕作して  
らっているんですが、畦払いとかですね、いつもちゃんと管理されております。  
何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長** | 樋渡委員にまで説明していただきまして、ありがとうございました。  
ただ今、受付番号360号から363号について、担当委員から調査報告がありました  
が、質問、異議等はございませんか。
- 委 員 | (委員の中から「ありません」の声)
- 議 長** | 異議なしと認めます。「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規  
定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち  
受付番号360号から363号についてを採決します。  
お諮りします。議案第52号のうち、受付番号360号から363号については、原  
案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)
- 議 長** | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第1  
3条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請に  
ついて」のうち、受付番号360号から363号については、原案のとおり許可するこ  
とに決定しました。

ここで、〇〇番 Y 委員の入室を許します。 ( Y 委員=入室)

以上で平成25年度第12回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたし  
ます。

議長  
(会長)

8番

9番

議事録調整者 折久木まり子